

京都市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定の申請)

第3条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書（業務の方法のほか、人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）
- (6) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (7) 納税証明書（国税及び京都市税）（京都市税については該当しない場合は不要）
- (8) 京都市の水道料金・下水道使用料納付証明書（該当しない場合は不要）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

3 前項の規定にかかわらず、申請者が京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者である場合は、前項第7号及び第8号の書類の添付を省略することができる。

(支援法人の指定等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人又

は公益財団法人であること。

- (2) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (3) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (4) 第1号に規定するいずれかの法人として、過去5年以内に本市と連携して本市の空家等対策に取り組んだ実績又はこれに類するものとして市長が認める活動実績を有すること。
- (5) 第10条第1項の規定により、指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
- (8) 法人税及び消費税の滞納がないこと。
- (9) 京都市の法人市民税及び固定資産税の滞納がないこと。
- (10) 京都市の水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。

2 市長は、申請者を支援法人として指定をする場合は、空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書（第2号様式）により、指定をしない場合は、空家等管理活用支援法人不指定（更新）通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（第1号様式）の記載事項に不備があるとき、前条第2項に掲げる書類（同条第3項の規定により添付を省略することができるものを除く。）が添付されていないとき又はその他の申請の形式上の要件に適合しないときは、補正を求めることなく、当該申請に係る指定をしない旨の決定を行うものとする。ただし、明白な誤字、脱字その他の軽微な不備については、補正を求め、又は職権により補正することができる。

（指定の有効期間及び更新）

第5条 前条第1項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内において市長が定める。

2 支援法人は、前条第1項に掲げる要件を満たしている状況にあつて、引き続き指定を受けようとする場合においては、指定の有効期間の満了の日の2か月前か

ら1か月前までの間に指定の更新申請をしなければならない。

- 3 前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、第3条第1項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と、前条第1項各号列記以外の部分中「指定する」とあるのは「指定を更新する」と、同条第2項及び第3項本文中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と読み替えるものとする。
- 4 前項の場合において、指定を更新するときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年とする。

(名称等の変更)

第6条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（第4号様式）により行うものとする。

- 2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

(業務の廃止)

第7条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（第6号様式）により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた日を公示するものとする。

(業務の実施報告)

第8条 支援法人は、法第24条各号に規定する業務の実施状況について、年度ごとに、当該年度の翌年度の4月末日までに業務実施状況報告書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の報告書の内容について説明又は追加資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第9条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

(指定の取消し)

第10条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第4条第1項第1号若しくは第6号から第10号までのいずれかの要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段

により指定を受けたときは、第4条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消通知書（第8号様式）により当該支援法人に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局住宅室技術担当部長が定める。

附 則（令和5年12月25日都市計画局住宅政策担当局長決定）
この要綱は、令和5年12月25日から施行する。

空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書

年 月 日

（宛先）京都市長

（法人の住所）

（法人の名称又は称号）

（代表者氏名）

（事務所又は営業所の所在地）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定（更新）を受けたいので、下記のとおり、誓約事項を誓約のうえ申請します。

記

1 誓約事項

- (1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

2 空家等管理活用支援法人として行おうとする業務

- 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助
- 委託に基づく、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務
- 委託に基づく、空家等の所有者等の探索
- 空家等の管理又は活用に関する調査研究
- 空家等の管理又は活用に関する普及啓発
- その他空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

（裏面に続く）

3 添付書類

- 定款
- 登記事項証明書
- 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 法第24条各号に規定する業務に関する計画書（業務の方法、人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）
- これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- 納税証明書（国税及び京都市税）（京都市税については該当しない場合は不要）
- 京都市の水道料金・下水道使用料納付証明書（該当しない場合は不要）
- 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

※ 該当する□に✓印を記入してください。

空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書

第 号

年 月 日

様

京都市長

印

年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人として指定（更新）します。

記

- 1 法人の名称又は商号：
- 2 法人の住所：
- 3 事務所又は営業所の所在地：
- 4 業務内容：
- 5 指定の期間：
- 6 指定に当たっての要件その他の事項：

以上

空家等管理活用支援法人不指定（更新）通知書

第 号

年 月 日

様

京都市長



年 月 日付けの空家等管理活用支援法人の指定（更新）申請については、次の理由により指定（更新）しないことに決定しましたので通知します。

理由

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第6条関係）

名称等変更届出書

年 月 日

(宛先) 京都市長

(空家等管理活用支援法人の名称又は称号)

(代表者氏名)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第3項の規定により届け出ます。

変更予定日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は称号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※ 該当する□に、✓印を記入してください。

業務変更届出書

年 月 日

(宛先) 京都市長

(空家等管理活用支援法人の名称又は称号)

(代表者氏名)

京都市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第6条第2項の規定により届け出ます。

変更予定日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

業務廃止届出書

年 月 日

(宛先) 京都市長

(空家等管理活用支援法人の名称又は称号)

(代表者氏名)

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、京都市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

廃止日	年 月 日
廃止の理由	

業務実施状況報告書

年 月 日

(宛先) 京都市長

(空家等管理活用支援法人の名称又は称号)

(代表者氏名)

京都市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第8条第1項の規定により報告します。

実施年度	
実施状況	

※ 記載しきれない場合は、任意の別紙に記載のうえ、添付してください。

※ 実施状況が分かる資料がある場合は添付してください。

指定取消通知書

第 号

年 月 日

様

京都市長



京都市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第10条第1項の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

指定取消日	年 月 日
取消しの理由	

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。